

大野市訪問入浴サービス事業実施要綱

(平成19年1月22日告示第12号)

改正 平成22年3月30日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則32号）第8条の規定に基づき、訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等又は介護保険法（平成9年法律第123号）第70条に規定する事業者を事業実施者に指定し、事業を実施させることができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業の利用を囸らなければ入浴が困難な在宅の障害者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴介護サービスとする。

(費用の負担)

第5条 事業に要する費用は、別に定める単価を基準として算定するものとし、利用者の負担額は、1回につき350円とする。ただし、障害者本人及びその配偶者又は障害児の保護者の市民税が非課税の場合若しくは、利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者又は要保護者である者の負担額は、無料とする。

2 前項の利用者の負担割合の1月当たりの上限額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 障害児の保護者の賦課期日の属する年の市民税の所得割額が280,000円未満の場合 4,600円
- (2) 障害者本人及びその配偶者の賦課期日の属する年の市民税の所得割額の合計

額が160,000円未満の場合 9,300円

(請求及び支払)

第6条 事業実施者は、事業に要する費用から利用者の負担額を差し引いた金額を当該事業を提供した月の翌月10日までに、市長に対して請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合には、当該事業に係る費用を請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

3 利用者は、利用者負担額を事業実施者に直接支払うものとする。

(遵守事項)

第7条 事業実施者は、受け入れることが可能な利用者に対して事業内容等について事前に説明を行わなければならない。

2 事業実施者は、利用者に対して適切な事業を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 事業実施者は、事業の提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業実施者は、従業員、会計及び利用者への事業の提供記録に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業実施者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成22年告示第57号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。